

(回答等基準)

第5条 ご意見が、次の各号のいずれかに該当するときは、提出者への回答は行わないものとする。

- (1) 匿名によるもの（回答先が不明な場合及びメールアドレスのみの場合を含む。）
- (2) 特定の個人又は団体（以下「個人等」という。）を誹謗、中傷又は差別するもの
- (3) 個人等のプライバシーを侵害するもの又は侵害するおそれのあるもの
- (4) 個人等の営業利益を目的とするもの
- (5) 思想や宗教に関するもの
- (6) 個人等（提出者を除く。）の権利又は利益を侵害するもの
- (7) 公序良俗に反する内容を含んでいるもの
- (8) 意見等の趣旨が不明なもの
- (9) 町の業務に関係のないもの
- (10) 同一の提出者から類似の内容を繰り返すもの
- (11) 意見等の内容が事実と相違しているもの又は事実と確認できないもの
- (12) 前各号に掲げるもののほか、特に回答を要しないと認められるもの

(那珂川町「町政へのご意見」事務処理要領抜粋)